

<p>事例に関しては改善すべきである。</p>	<p>(未措置)</p> <p>＜今後の見通し＞</p> <p>文化財の補助事業者のほとんどは市町村、あるいは課税収入のほとんどない宗教法人等であり、県の補助要綱は、武雄温泉株式会社のような課税事業者が補助事業者になる場合を想定していなかった。</p> <p>ただ、今回指摘があったように、課税事業者が補助事業者になることを考慮する必要があると考えており、次の2つのことと補助要綱に盛り込む方針である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 課税事業者が補助事業を行う場合、消費税相当額を減額して申請しなければならない。</li> <li>② 申請時に消費税相当額が確定していない場合、消費税の申告により消費税相当額が確定後、速やかに知事に報告し、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。(実績報告書提出後)</li> </ul> <p>しかしながら、補助要綱の改正については、以下の事由により、国と足並みをそろえる必要があるため、文化庁に取扱いについて申し入れをしているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の市町村等に対する補助事業は、国庫補助事業に対する任意の上乗せ補助が多い。</li> <li>・文化財関係の国庫補助要綱では、消費税については言及されていない。</li> <li>・文化庁は、課税業者が補助事業を行う場合も、消費税を補助対象としている。</li> </ul>
<p>【監査意見】</p> <p>●補助対象経費金額の妥当性の検証等について</p> <p>保存修理事業の場合、3年間にわたる工事が行われているが、初年度だけ入札を行い、2年目、3年目については初年度落札業者との間に随意契約が結ばれている。</p> <p>工事金額の妥当性と客観性を高めるために、特に随意契約によらなければならない理由などが、書類等において明確に示されることが必要だったと考える。</p> <p>26 国民体育大会派遣事業費補助</p> <p>【監査意見】</p> <p>●補助金交付申請書及び実績報告書の記載内容について</p> <p>競技開催日数と交付対象となった宿泊数とが異なる場合で、申請書や実績報告書からはその理由が十分に把握できないケースが存在した。</p> <p>特殊なケースに関しては、補助金の交付申請書や実績報告書上においてその内容を明確にさせ、客観的に特殊な内容の検証が行えるようすべきであると考える。</p>	<p>单年度ごとの契約が避けられない場合には、補助金に関する手続きの透明性を高めるために、事業者から2年目以降に随意契約を結ばなければならない根拠や理由などに関する書類を提出させ、担当課内部でその妥当性について検討し、決裁をとって書類として残すこととした。</p> <p>交付申請書及び実績報告書において、日程に基づいた必要な派遣期間が明確にわかるように記載させることとした。</p>

## 27 財団法人佐賀県防犯協会補助

## 【監査意見】

## ●補助金交付先の決算書の分析等について

補助事業者の実態を十分把握するために別途会計を含めた全体に注目し、会計処理の誤り等があれば、決算書がその実態を表すよう指導を行るべきである。

収益事業特別会計においては、現状の繰越資金の水準について不必要的金額が繰り越されているとは言えないと考える。

ただし、今後も引き続き収益事業にて利益が計上されるような場合には、繰越資金の推移やその必要性などを十分に考慮・検討していく必要があると考える。

## 総合的な意見

## 1 補助事業における成果の測定把握について

それぞれの補助金が目的とする補助事業の具体的な成果の把握・検証が不十分であると思われるものが見受けられた。

県としては、補助金を交付する以上、常にその成果を評価しその評価に基づいて補助事業そのものの存続・改廃に至るまで充分検討されなければならないわけである。

成果の把握については、補助金の交付を受けた補助事業者がどのような支出を行いどのような事業を行ったかといったような内容についてはある程度厳格に検証されていると考えるが、本来的には、それぞれの補助金制度の趣旨に鑑みて、それら支出や事業活動により最終的にどのような成果が得られたのか、また、当該補助制度による成果が達成すべき施策目標の実現にどの程度寄与しているのかについてもしっかりと見極める必要があるわけである。

これについては、定量的に把握測定できる補助金もあるが、その成果が直接的に把握し難いものが多い。

補助事業の成果把握に関してはそれが可能な限り、その目的達成度合の評価方法及び手續を明確にしておき、補助制度の趣旨がどれほど達成できたのか、また施策目標実現にどの程度寄与できたのかを常に検討する必要がある。

また、一律に評価することが困難なものについても、支出内容や活動内容等の把握にとどまらず、より一步踏み込んだ補助金本来の目的に照らした成果の把握を常に心掛ける必要がある。それが充分でなければ、無駄のない効率的な補助金行政を行うことは困難であると考える。

## 2 企業に対する補助金における企業化状況の把

一般会計、収益事業特別会計の会計処理、収支及び資産の状況等については立入検査等により引き続き実態把握に努め指導を行うこととした。

収益事業特別会計の繰越資金については、今後もその推移や必要性等を考慮・検討していくこととしているが、明らかに不必要的繰越資金と思われる額になれば、公益事業に繰り入れるなどの措置を講じていくこととした。

補助事業の成果を適確に把握し、それを次年度以降の予算に反映させることができることが、限られた財源を効果的に活用するために必要であると考えている。

このため、補助金に関する県の業務の重点を、これまでの申請内容確認重視から実績確認・成果把握重視に転換することとし、「佐賀県補助金等交付規則」及び「佐賀県補助金等交付規則の施行について(通知)」を一部改正し、平成17年4月1日より施行した。

この佐賀県補助金等交付規則の改正に伴う新たな施行通知においては、「実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的な数値などを盛り込むこと。

ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を的確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。

この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。」としており、平成17年度以降、適切に運用することとしている。

## 握並びに収益納付に関する取扱いについて

企業化等の報告書を通して補助事業の成果の把握を徹底するとともに、その中で収益納付の要件に該当するような場合があれば積極的にそれを求めていくべきであると考える。

### 3 補助金に含まれる消費税相当額の取扱いについて

経済部等の補助金要綱において、「補助事業者は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除の全部又は一部を返還する必要がある。」旨定められているものが多いが、これらの補助金において補助事業者が実際に報告を行っているケースはごく僅かであった。

県は、消費税及び地方消費税を含めた対象経費に対して補助金を交付しているケースも多く、その場合、対象経費に係る消費税及び地方消費税の一部が仕入税額控除の対象となった場合に補助金額の変更を行わなければ、その部分は補助事業者の手元に残ることになり問題である。

場合によっては、対象経費そのものに消費税及び地方消費税を含めないように規定することが適当であることも考えられ、また、各部局における取扱いも様々であることから、補助金に含まれる消費税及び地方消費税の取扱いについて全庁的な調査を行い、適切な取扱いが行われるよう必要な見直しや改善を行うべきである。

### 4 補助金の交付額が定額により算定されるものについて

補助金額の算定においては、補助対象事業の性質や、当該事業に対する県の考え方等により、定額にて補助金が算定されるものや、補助対象経費に対して定率にて補助金が算定されるものなどがあるわけであるが、定額にて補助金が算定されるいわゆる定額補助については、下記のような点で改善の余地があるものと考える。

補助金額が定額にて算定されるものにおいて、対象経費の実績額が申請時の計画額よりも大幅に減少した場合、当該事業に係る補助事業者の負担は軽減されることになるが、県においては、この場合においても佐賀県補助金等交付規則第13条の規定に基づき補助金の額が確定されるため、算定される補助金額が補助対象経費の範囲内であれば補助金額は何ら変更する必要は無い、との見解が示されている。

定額補助の場合、その補助金額の算定額は、本来的には補助事業の補助対象金額を基礎としてそのうち補助事業者が負担できる額を控除して算定されるべきと考える。補助対象経費の実績額が補助金申請時の計画額より減少したこと

各補助事業者に対して、交付要綱の規定に基づき、仕入れ控除額が確定した場合には、速やかに報告するよう求めた。

補助金等の算定基準の分類として、定率補助と定額補助に区分される。

補助金等の額を補助すべき事務または事業の所要額に一定の率を乗じて算出するものを定率補助とし、補助金等の額をその事務または事業の所要額との比例的関係において算出するのではなく、他の観点から決定するものを定額補助と区分している。

定額補助は、特定の事業の実施に対して一定の額の補助金等を交付するもので、交付の方法には、補助対象となる事業の量を示す一定の数量に一定の単価を乗じた額を交付するものや一件ごとに一定の額を交付するものなどがあることから、定率補助への見直しについては、補助金等ごとに定額で交付すべき性格のものであるか否かの判断を行う必要があると考えている。

なお、平成15年度の定額補助金88件のうち32件が廃止・縮小等の見直しが行われ、そのうち2件が定率補助への算定方法へ見直されているところである。

により剰余金が発生したとすれば、補助金と補助金以外の財源のどちらを減額するかということについては、当初負担を想定していた自主財源と補助金のそれぞれの割合により双方が負担を減額するという考え方方が、より合理的であると考える。

つまり、これは定率補助の考え方であり、現在定額にて補助金額を算定されている補助金について、当該補助事業の性質等を踏まえつつ定率による補助金額の算定が可能であるか否かについて検討されることを要望したい。

## 5 補助対象経費のさらなる厳格な審査について

補助金申請書の審査においては、特に補助対象経費の内容の審査をさらに厳格にすべきと考える。

① いわゆる定額補助の場合における、申請時における補助対象経費の計画額と実績額の乖離に係る補助金算定上の疑義については上述のとおりであるが、補助金交付申請に基づき補助金交付決定を行っている以上、その計画額と実績額との間に恒常に相当程度の乖離が生じることは好ましくないと考えられることから、県が審査を行うにあたっては、前年度の申請書及び実績報告書の内容等も参考にするとともに、補助事業者の当初予算額と決算額の乖離の理由などについても十分な把握を行うなどして、厳格な審査をすべきであると考える。

② 補助対象事業の見直しなどによりある年度から補助対象経費が大幅に減少したにも拘わらず、補助金の金額はほとんど変更されていないものがあったが、このような場合には、補助金額につき見直しをすることが妥当であると考える。

## 6 補助事業者の決算書提出の義務付けについて

県の補助金等交付規則第3条第2項によれば、補助金の申請書に添付すべき書類として、補助対象事業者に係る全体の収支及び損益に関する事項を記載した書類のことについては規定されておらず、このため義務付けによる決算書の微取は行われていない。

補助対象事業者の経営や収支の状況が良好か否か、剰余金や繰越金の状況把握、また関連する他の会計に対して繰出し金等があればその必要性・妥当性について、或いはその他の会計(例えば収益事業会計等)の収支状況の把握等、補助金交付の必要性及び交付額決定のための判断材料として、補助対象事業者の全体の収支及び損益の状況が明らかになる決算書の入手は必要不可欠なものと考える。

## 7 補助金全体を統括して把握できるような仕組みづくりについて

※平成15年度定額補助金の実績	88件
うち、減額変更をしているもの	19件
うち、17年度までに廃止・縮小した補助金	32件
(うち定率補助への見直し2件)	

補助金申請書の審査にあたっては、引き続き適正な審査を行う。

また、補助金額の見直し等については、毎年度の予算編成時に補助金の必要性を含めた議論を行うこととしている。

決算書の微取をするべきか否かは、補助申請書は交付決定に必要な範囲内で最小限度のものに限ることや、佐賀県個人情報保護条例との関係、また当該補助金が運営費補助か事業費補助かといった補助事業の性質や、補助事業者である企業・団体の事業規模に対する当該補助金額の比率などを総合的に勘案した上で、決すべきものであると考えている。

県全体の補助金の総額は分かるものの、毎年の部課ごとの補助金の合計額や、また部課ごとにどのような補助金が増加し、或いは減少したかを県全体として把握する資料が作成されていない。

県としてこれら管理に必要と思われる書類は作成すべきである。

#### 8 補助事業者の事務局が県庁内にある場合の実績の審査等について

補助事業者の事務局が当該補助金の県の担当部署内に存在し、実際には補助金交付に関する県側の事務手続、並びに受領側の事務手続を同一の担当者が行っている場合がある。

このような場合には、不明瞭な処理を誘発する危険性があるものと考えられ、当然に第三者による十分なチェック検証が実施されるべきである。今回の監査対象としたある補助金においては、従来より支払業務については他の担当者がチェックし、今年度（平成14年度）より更に外部の監事による決算監査等のチェックを受けるように改善されていたが、それらは当然に実施されるべき最低限のものであると考える。

県が交付する補助金全般について、当該補助金のように交付側と受領側の事務手続を同一の担当者が行っているような補助金の有無を把握するとともに、担当者以外の第三者による審査等が十分に行われるような体制になっているかを検証し、そのようになっていない場合には改善の措置がとられるべきである。

平成17年度より意見の趣旨も踏まえ、県民から見て分かりやすい補助制度の一覧を作成する予定である。

県の担当部署内に事務局が存在する団体に対する補助金であっても、その支出の際には、出納局の審査を受けることとなっている。したがつて、県側の事務手続と受領側の事務手続を同一の担当者が行っているとしても、常に第三者によるチェックが行われているところである。

今後とも意見の趣旨を踏まえ、適正な審査を実施していくこととしている。

## 平成15年度 包括外部監査結果及び意見の措置状況

監査の結果、監査意見	講じた措置等
県税の賦課徴収事務について	
課税事務関係 「法人県民税・法人事業税（法人二税）」	
【監査結果】	
1 不申告法人の追跡調査について  不申告法人の調査が不十分である。	各県税事務所において、毎月出力される不申告法人一覧表により計画的に調査を実施するとともに進捗状況の管理を徹底していくこととした。
2 未登録法人の把握・調査について  未登録法人の調査が不十分である。	電話帳調査、企業情報、テナント調査等あらゆる手法を駆使し未登録法人を捕捉する。また、大型商業店舗等については、家屋評価担当者との連携を図り完全捕捉に努めることとした。 なお、11月、12月を調査強化月間とし、未登録法人の捕捉をより一層図ることとした。
3 重加算金の計算誤りについて  重加算金の算定基礎が誤っていた。	電算入力結果一覧表と課税資料との不合を複数の職員により行うよう、チェック機能を強化した。
「不動産取得税」	
【監査結果】	
1 課税データ等を修正する場合のチェック体制について  市町村資料と法務局の登記申請書が不不合の場合、担当者のみで訂正処理を行っている。	不不合を訂正するときは、法務局での調査の際に複数の担当者で確認のうえそれぞれ押印する。また、必要がある時は市町村に確認することとした。
【監査意見】	
2 中間省略登記の捕捉及び実態調査について  中間省略登記調査において現在折衝中の案件の交渉の継続と今後一層調査を強化すべきである。	課税の公平を図る観点から平成15年度より実施しているが、指摘されていた折衝中の案件については、平成16年4月に課税を行っている。 今後とも、課税の公平性の観点から当該調査を強化していくこととした。

<p>「自動車税」</p> <p>【監査結果】</p> <p>課税取消調査のあり方について</p> <p>所在不明による課税取消については、精度の高い調査を行う必要がある。</p>	<p>文書による市町村照会や現地調査のほか、近隣者や区長等からの事情聴取等も行い、実態把握に努めたうえで、課税取消処理を行うこととした。</p>
<p>「ゴルフ場利用税」</p> <p>【監査結果】</p> <p>ゴルフ場利用税の調査実施状況について</p> <p>実地調査箇所が極端に少ない事務所がある。</p>	<p>年度当初に実地調査計画書を作成し計画的に調査を実施することとした。</p>
<p>「軽油引取税」</p> <p>【監査結果】</p> <p>1 免許証交付申請書の記載について</p> <p>免税軽油交付申請書の訂正箇所に訂正印がなかった。</p> <p>【監査意見】</p> <p>2 免税証の不正使用について</p> <p>(1) 免税証の不正使用調査は今後とも積極的に行うべき。</p> <p>(2) 有効期限を経過した未使用的免税証の返還措置を検討すべき。</p>	<p>申請書に訂正箇所がある場合には確実に訂正印を求めるることとした。</p> <p>免税証の不正使用は、軽油引取税の脱税行為にあたるため、交付申請に際して今後とも適切な指導調査を実施し、免税証の不正使用については、引き続き厳正に対処していくこととした。</p> <p>免税証の申請の際に、期限経過後に所持している未使用的免税証を返還するよう周知徹底を図ることとした。</p>
<p>徴収事務関係</p> <p>「滞納徴収事務」</p> <p>【監査結果】</p> <p>1 滞納整理の進行管理について</p> <p>(1) 日々の徴収事務の管理について</p> <p>日々の徴収業務の進行管理が不十分であると思われる。</p>	<p>県税事務所の徴収体制については、平成17年4月から係長以下5～6名の班体制を少人数の体制として班数を増やし、係長が滞納整理の進捗状況について、きめ細かな指導、助言</p>

	<p>を行い、進行管理を徹底するなど充実強化を図ることとした。</p> <p>また、県税総合広域対策室についても体制を強化し、担当する大口滞納基準枠を拡大し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たに統括徵収監(室長兼務)を置いて、各県税事務所の徵収事務に関する技術的指導、助言を行い、その充実強化を図ることとした。</p> <p>滞納者との面接状況等について上席者の閲覧を受けることとしているが、小口滞納者分については一部実施されていないものもあつたことから、以後進行管理を徹底することとした。</p>
(2) 長期滞納分の管理について	<p>長期滞納者にかかる進行管理が不十分であると思われる。</p>
【監査意見】	
2 自動車税の滞納徵収事務等について	
(1) 滞納者との接触並びに追跡調査等について	<p>滞納者との接触並びに追跡調査が不十分であると思われる。</p>
(2) 差押予告の実施並びに自動車の差押等について	<p>常時不在者に対する接触方法については、近隣者、区長等から在宅時間や勤務先を聞き取ることや、在宅通知書、出頭通知書等も活用するなどして接触に努めることとした。</p> <p>また、所在不明者の住居調査方法については、市町村及び近親者等への調査により行うこととした。</p>
① 差押予告及び納税相談の開催について	<p>差押予告及び納税相談の開催による多くの相談機会を設けるべきである。</p>
② 自動車の差押について	<p>差押予告や休日納税相談等の実施により、多くの滞納者から納税又は相談があつてゐるが、今後も効果的な差押予告や休日・夜間の納税相談等の開催を行っていくこととした。</p>
③ 納税者の利便性への配慮について	<p>悪質滞納者に係る自動車の差押について積極的に行うこととした。</p>
	<p>納税者の利便性の拡大のためコンビニエンスストアによる納税については、平成17年度から実施した。</p>

<p>3 統計データ等の分析について</p> <p>(1) 不納欠損処理額の分析について</p> <p>平成14年度不納欠損処理額の分析が不十分である。</p> <p>(2) 自動車税の滞納徴収率について</p> <p>自動車税の徴収率（滞納繰越分）について、全国最下位の原因解明が必要である。</p> <p>(3) 滞納原因の分析について</p> <p>自動車税の滞納原因の的確な分類を行うことが望まれる。</p> <p>4 個人県民税における市町村との連携について</p> <p>滞納率の高い市町村との連携強化に努められたい。</p> <p>5 徴税費について</p> <p>徴税費は九州各県のなかで3位で良好である。</p> <p>6 本庁と県税事務所との連携について</p> <p>本庁と県税事務所との連携が不十分な面がみられる。</p> <p>【監査結果】</p> <p>7 滞納金徴収カードの取扱いについて</p>	<p>平成9年度に自動車税の課税保留対象の範囲を変更（初度登録から7年経過したものに限定）したことにより収入未済額が増加し、5年後の平成14年度に不納欠損が増加する要因となったものである。今後も欠損事由等について十分分析し対処することとする。</p> <p>平成14年度の自動車税の徴収率（滞繰分）が全国最下位であった要因は上記取扱による影響が大きいと考えるが、今後、財産調査を徹底し、給与、生命保険等の差押えを積極的に行うなど、徴収率の向上に向けて滞納処分の強化を図ることとした。</p> <p>なお、平成15年度は1.56ポイントアップし、最下位を脱したところである。</p> <p>資力不足、生活困窮、事業不振、住所不明等が主な原因であるが、各県税事務所での判断基準に相違がみられるため、税務課で統一した基準を示し、的確な分析を行えるようにした。</p> <p>これまで実施している共同催告・共同徴収・共同差押の対象市町村の拡大等による充実強化を図るとともに、各県税事務所に市町村支援担当係長を設置し、市町村課と県税事務所との連携による支援体制（各県税事務所が市町村職員を1ヶ月受け入れる実務研修等）の強化を行うこととしている。</p> <p>今後とも、より一層効率的な事務の執行をめざすこととしている。</p> <p>これまで実施してきた会議等以外に税務課による「事務指導調査」を行うとともに各種会議において事務処理の実態を把握し通達等との齟齬があれば周知徹底を図ることとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(1) 検印担当者印関係について 担当者印及び検印が不十分である。</p> <p>(2) 完納された滞納金徴収カードの取扱いについて 完納された滞納金徴収カードの記載内容が不十分である。</p> <p>【監査意見】</p> <p>8 分割納付の取扱いについて 電話での分割納付の申し込みについても、書面による誓約書を徵すべきである。</p> <p>【監査結果】</p> <p>9 延滞金の徴収について 延滞金の管理状況が十分でない。</p> <p>【監査意見】</p> <p>10 県税広域対策室の業務について 県税事務所から県税広域対策室への引継が的確でない。</p> <p>11 他県居住者の徴収について 県外居住者の徴収効率を検討されたい。</p> <p>税総合情報システムの運用・情報セキュリティ対策関係</p> <p>【監査結果】</p> <p>1 宛名修正作業の承認手続等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名修正が管理者の承認なく行われていた。</li> <li>・宛名修正に係る承認書類は一定期間保存すべき。</li> </ul>	<p>担当者は交渉内容等を記載したときは確實に押印し、上席者は交渉内容等を確認のうえ検印し進行管理を行うこととした。</p> <p>カードの記載内容については、書式に従い記載し、カード管理を徹底することとした。</p> <p>分割納付書を送付する際、誓約書を同封し提出を求めるうこととした。</p> <p>確定延滞金の管理表を出し定期的な催告を行うこととした。</p> <p>徴収困難な事案等については、時期を失しないよう十分協議の上引継を行うこととした。</p> <p>県外（遠距離）の滞納者については、費用対効果を考慮して文書・電話催告等による徴収を中心に実施し、県外に出向いて徴収する必要がある場合は、3県税事務所合同での徴収計画を作成し、徴収事務の効率化を図ることとした。</p> <p>税総合情報システム運用規程どおり宛名を修正する際には、事前に宛名管理者の承認を得るよう徹底することとした。</p> <p>宛名修正の承認書類は5年間保存することとした。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 データの受渡し業務について</p> <p>入力票と出力された結果データを返却する場合に電算出力授受簿により記録することになっているが守られていない。</p> <p>入力データを外部業者に渡すまでの各段階における受渡しの記録がされていない。</p>	<p>原則として出力表のデータは平成17年4月の電子文書システムの稼働に伴い電子媒体で授受することとした。</p> <p>ただし、紙媒体で出力したものについては特別通送により各県税事務所へ発送することとした。</p> <p>入力データの搬入の際には、入力票に受領者の印を押印するか又は署名をし記録することとした。</p>
<p>【監査意見】</p> <p>3 情報セキュリティ対策への取組みについて</p> <p>(1) 税務課における取組みについて</p> <p>税務システムにおいてもセキュリティ実施手順書の制定が必要。</p>	<p>現在見直しを行っている佐賀県情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）の改正を踏まえ、税総合情報システムについてセキュリティ実施手順を制定することとしている。</p>
<p>(2) 県全体での取組みについて</p> <p>情報セキュリティ対策の必要性が十分認識されていない。</p> <p>情報セキュリティポリシーは、すべての職員が遵守すべきものであり、十分に浸透される必要がある。</p>	<p>現在運用している佐賀県情報セキュリティポリシーは制定後3年を経過しているため、本年7月中を目途に現在見直しを実施しているところである。</p> <p>改正後は、情報セキュリティポリシーを遵守させるため、職員研修や「情報セキュリティハンドブック」（仮称）を配布するなど周知徹底を図ることとした。</p>
<p>佐賀県道路公社の財務事務執行について</p> <p>【監査結果】</p> <p>1 三公社協定の経費負担割合の変更について</p> <p>三公社の共通部門に従事する役職員の報酬、給与等に係る経費負担の割合を、財務余力等により按分することは妥当な会計処理ではない。</p> <p>2 消費税の過少申告について</p> <p>東脊振トンネル建設工事に関し、平成14年度から平成15年度への事業繰越に係る消費税の仕入控除額の計算を誤り、消費税が過少申告となつており、今後留意すべきである。</p> <p>3 一般管理費の割掛計算について</p>	<p>三公社の共通部門に携わる役職員の給与等の負担割合については、平成16年度以降当分の間、それぞれ3分の1の負担となるよう改めることとした。</p> <p>消費税及び地方消費税の過少申告については、平成16年3月16日に修正申告及び納付を行っており、今後は、税務処理に誤りが無いよう努めることとしている。</p>

<p>一般管理費割掛けについては、公社会計事務取扱細則の規定に基づき道路毎に適正に会計処理をすべきであるが、規定に基づいた計算がなされていなかった。</p> <p>また、県としても道路毎の投資額の償還の可能性等に常に留意し、公社の決算報告を受けるに当たり、内容を十分に検討し、必要な指導を行るべきである。</p>	<p>一般管理費の割掛けについては、平成15年度の決算において、公社会計事務取扱細則の規定に基づき、適正に修正・整理を行った。平成16年度以降の決算処理についても公社会計事務取扱細則に基づき適正に行うこととしている。</p> <p>県としても、毎年度行われる決算報告を踏まえ、公社に適切な指導を行うこととしている。</p>
<p><b>4 東脊振トンネル工事に係る談合情報への対応について</b></p> <p>公社は、県の「談合情報マニュアル」に沿った事務処理を行っているが、談合情報に対する公社の対応等に疑問がある。</p> <p>談合情報対応マニュアルは、誓約書に違約金の項目を追加するなどもっと入札談合の排除・防止の効果があがるように改定すべきである。</p>	<p>平成16年8月に公社独自の「談合情報対応マニュアル」を制定し、違約金並びに賠償金の請求ができる内容の誓約書様式を作成した。</p>
<p><b>5 管理事務所との間の通行券の受け渡し事務について</b></p> <p>公社と管理事務所との通行券の請求、受領手続きが通行券の到達日と同日付で提出されていた。</p> <p>通行券の受払いは、管理をより厳格に行うためにも、料金徴収業務処理要領の規定どおりに実行されるべきである。</p>	<p>通行券の受払いについては、指摘の内容を踏まえ、料金徴収業務処理要領の規定に基づき、適切に行っている。</p>
<p><b>【監査意見】</b></p> <p><b>1 工事発注に係る発注先の選定について</b></p> <p>独立した法人として効率的な有料道路の建設等を目指すべきであるが、土木事務所の発注方式を参考とするのみでは、十分ではない。</p> <p>入札指名業者の選定については、県の選定方法（土木事務所毎）と異なる公社独自の方法を採用し、県内業者で工事発注が出来るのであれば、県下を全域として入札指名業者の選定をすべきである。</p> <p><b>2 料金徴収業務の委託契約について</b></p> <p>各料金徴収業務とも毎年同一の契約先と单一随意契約がなされているが、公社は委託価格の低減化や業者選定の透明性の確保を目的として、平成16年度から指名競争の実施を検討中のことであり、その実現を望むところである。</p> <p><b>3 道路公社の借入金等償還について</b></p> <p>厳木多久道路については、償還準備金残高不足の解消策である徴収期間の延長や他道路からの借入金による県出資金の返還が仮に出来ない</p>	<p>これまでにも、工事の内容によっては工事現場が存在する土木事務所に限定せず隣接する土木事務所管内の業者を含めた独自の選定を行っている。今後とも工事案件毎に施行能力等を踏まえて、適切な業者選定となるよう努めることとしている。</p> <p>平成16年度の料金徴収業務委託から指名競争入札による契約方式に改めた。</p> <p>厳木多久道路については、経営の効率化を図るとともに、料金徴収期間の延長についても検討を行うこととしている。</p>

場合、公社による一般有料道路事業とするべきでなかつたのではないかという考え方もあるが、国直轄事業の場合でも、県は約1／3の負担金拠出が必要であり、公社方式においても県は同等の額の拠出が必要であるため、誤りであったとは必ずしも言えないであろう。

国見道路については、県営事業期間中において多額の採算不良道路であり、公社に移管しても容易に黒字転換ができないことは当初から予想できることであり、公社が県から引継いだ借入金を自路線により返済できないとすれば、他路線の損失補填引当金による内部留保資金の融通を受けることを検討しなければならない。

それでもこの借入金を償還できない状況になった場合は、県は柔軟な対応をしなければならないと考える。

#### 4 道路公社の余剰資金の繰上償還について

返済可能な余剰資金について外郭団体が自主的に繰上償還を申し出ることは、その後資金を要する状況に至った場合、直ちに県から手当てがなされるのか不明の点があるため判断が難しい。外郭団体の財務内容を熟知している県自らが、繰上償還を具体的に指示すべきであろう。

国見道路については、経営の効率化を図るとともに、借入金の償還の取扱いについて、平成19年度に予定している県への移管までに、公社管理期間中の収支状況等を踏まえて県及び公社で協議を行うこととしている。

公社は、余剰資金が生じた場合は経営状況を踏まえたうえで、県借入金等の繰上償還について、県と協議することとしている。県においても、今後の公社の収支状況を十分に踏まえたうえで、繰上償還の時期や償還額について指導することとしている。

申購  
込読  
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月八日印 刷 及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日  
所 毎週月  
株 古川総合  
金 印刷曜日  
水曜日